

ご存じですか？

旭市国民健康保険

出産育児一時金の受取代理制度

出産育児一時金とは

旭市国民健康保険の被保険者が出産した場合に、その世帯の世帯主に對して、子供1人あたり35万円を支給しています。ただし他の健康保険から、これに相当する給付を受ける人を除きます。

受取代理制度とは

出産育児一時金を、医療機関（受取代理人）が出産費用として旭市から直接受け取る制度のことです。

このため、被保険者は多額な出産費用を準備する負担が軽減され、安心して出産を迎えられるようになります。

制度を利用できる世帯主

- ・出産予定の方が旭市国民健康保険の被保険者であること
- ・出産予定の方が出産予定日まで1か月以内であること



- ・国民健康保険税を滞納していない世帯であること
- ・受取代理について、医療機関の同意を得られること

制度を利用された場合

- 出産費用が35万円以下るとき
被保険者は医療機関に支払いはありません。なお、35万円との差額は、出産費用分を医療機関に支払い後、世帯主の口座へ振り込みます。
- 出産費用が35万円を超えたとき
被保険者は35万円を超えた差額だけ



けを医療機関に支払います。

申請手続きの流れ

① 出産育児一時金支給申請書（受取代理）の取得

申請書は、保険年金課および各支所住民室窓口にあります。次のところからも取得できます。

- ・旭市、銚子市、匝瑳市にある出産医療機関。
- ・旭市のホームページからダウンロード。

※申請書のダウンロード

ホームページ右上「市政の情報」↓「申請書等ダウンロード」↓「組織別一覧」↓「保険年金課」↓「旭市出産育児一時金支給申請書受取代理用」の様式をクリックしご自宅等でプリンターから印刷できます。

② 出産予定の医療機関に、申請書の「受取代理人の欄」の記入を依頼

出産後、市から支給される出産育児一時金を医療機関が代わって受領

し、出産費用に充てる同意を得てください。

③ 申請

出産予定日の1か月前から出産の日までの間、保険年金課および各支所住民室で受け付けます。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・申請書（世帯主の欄の記入、医療機関の同意が必要）
- ・母子手帳など出産予定日の確認できる書類

④ 承認（不承認）

市で審査し、出産育児一時金受取代理利用決定（却下）通知書を世帯主と医療機関に通知します。

⑤ 支払い

出産後、市は医療機関からの請求に基づき、35万円を限度に出産費用を支払います。

〈問い合わせ先〉

保険年金課国民健康保険班
☎ 62-5331